

4 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法

e-GOV

労働保険の電子申請は、e-Gov（イーガブ）から行うことができます。

e-Gov 電子申請

トップ | 電子申請について | **利用準備** | 手続検索 | ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン | **または 利用準備へ**

e-Gov電子申請とは

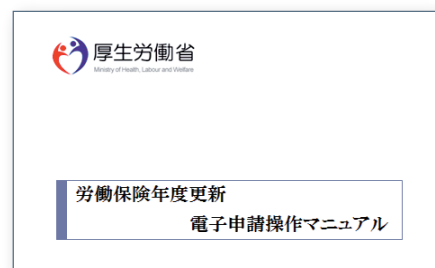
●e-Govを初めて使用される方は「利用準備」ボタンをクリックして各種環境設定を行ってください。

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。



労働保険 1号被保険者(1号被保険者)	労働保険 2号被保険者(2号被保険者)	労働保険 3号被保険者(3号被保険者)	労働保険 4号被保険者(4号被保険者)	労働保険 5号被保険者(5号被保険者)	労働保険 6号被保険者(6号被保険者)
労働保険 7号被保険者(7号被保険者)	労働保険 8号被保険者(8号被保険者)	労働保険 9号被保険者(9号被保険者)	労働保険 10号被保険者(10号被保険者)	労働保険 11号被保険者(11号被保険者)	労働保険 12号被保険者(12号被保険者)

●労働保険の年度更新手続きにつきましては、厚生労働省ホームページ内e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>に詳細な手順を記載しておりますのでご参照ください。



●マニュアルには申告書の書き方、アクセスコードの利用方法、電子納付等の手続きについて記載してありますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●e-Gov電子申請システムの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間 4月・6月・7月 平日9時から19時まで(土日・祝祭日は17時まで)

5月・8月から3月 平日9時から17時まで(土日・祝祭日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

●一括有期事業総括表・一括有期事業報告書については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>) または右のQRコード)にある年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)もしくは、紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、電子申請時に添付してください。



審査状況の確認

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



●審査状況をご確認いただくにあたって、e-Gov アカウントログイン画面からログインしてください。



●「申請案件一覧」をクリックしてください。



●審査状況を確認したい申請案件の到達番号をクリックしてください。



●「ステータス」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付状況」から電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。

The screenshot shows the 'e-Gov 申請状況' (e-Gov Application Status) screen. The '納付情報' (Payment Information) section is highlighted with a red box. It displays the following information:

納付番号	種別	納付額	支払期日	支払方法	支払状況
1300010000000137	551184	00400	2020年10月7日 16時04分	2021年1月5日	未納

Below the table, there is a button labeled '公文書をダウンロード' (Download Document).

- 申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。
- 電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されていますのでご確認ください。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

- A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)**
申請データの送信後、「納付情報一覧」画面において「電子納付する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
画面遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。
- B 電子申請による年度更新申告手続後、インターネットバンキングにより電子納付を行う場合**
申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。
- C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合**
申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
この場合、申請データの送信後の申請データの受付結果通知画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「納付情報一覧」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
(対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> または右のQRコードを参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
詳しくはこちらまで
(<https://www.pay-easy.jp/>)

